

## 栃木県地域防災計画と都市公園について

### 1 栃木県地域防災計画上の防災拠点の位置づけ

大規模震災発生時における迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため、消火、救出・救助活動、物資輸送活動、医療活動等において重要な役割を担う防災拠点を、関係機関との連携を図りながら、計画的に整備していく。

### 2 防災拠点の種類

本県の防災拠点の種類は次のとおり。

#### (1) 災害対策活動拠点

ア 県災害対策本部・支部

イ 市町災害対策本部

ウ 広域災害対策活動拠点 → 県営都市公園 8 か所を指定（総合運動公園を含む。）

エ 地域災害対策活動拠点

オ 広域物流拠点

#### (2) 災害拠点病院

### 3 総合運動公園の現状

現総合運動公園は、栃木県地域防災計画において、大規模震災発生時に被災地に届ける物資の輸送・集積の拠点となる「広域災害対策活動拠点」及び臨時ヘリポートとなる「緊急離着陸場」として位置付けられている。

#### (1) 広域災害対策活動拠点（県内 8 か所）

救援物資の集積及び配布の円滑化を図るため、物資集積の役割を担う場所。

#### (2) 緊急離着陸場（県全体 340 か所、うち県関連施設 22 か所）

ヘリコプターによる応急活動が円滑に実施できるよう、災害時における臨時ヘリポートとして使用。

### 4 参考（栃木県地域防災計画の改正 平成24年10月1日）

#### ・防災備蓄

東日本大震災を踏まえた被害想定の見直しを行い、最大避難所生活者 194,000 人分の食料、飲料水、生活必需品を備蓄により確保する。

#### ・県外避難者の受入

県は、県有施設に県外避難者を収容する施設（県外広域避難所）を設置する。

# 防災施設としての 県営都市公園

prefectural possession city park as  
disaster prevention facilities

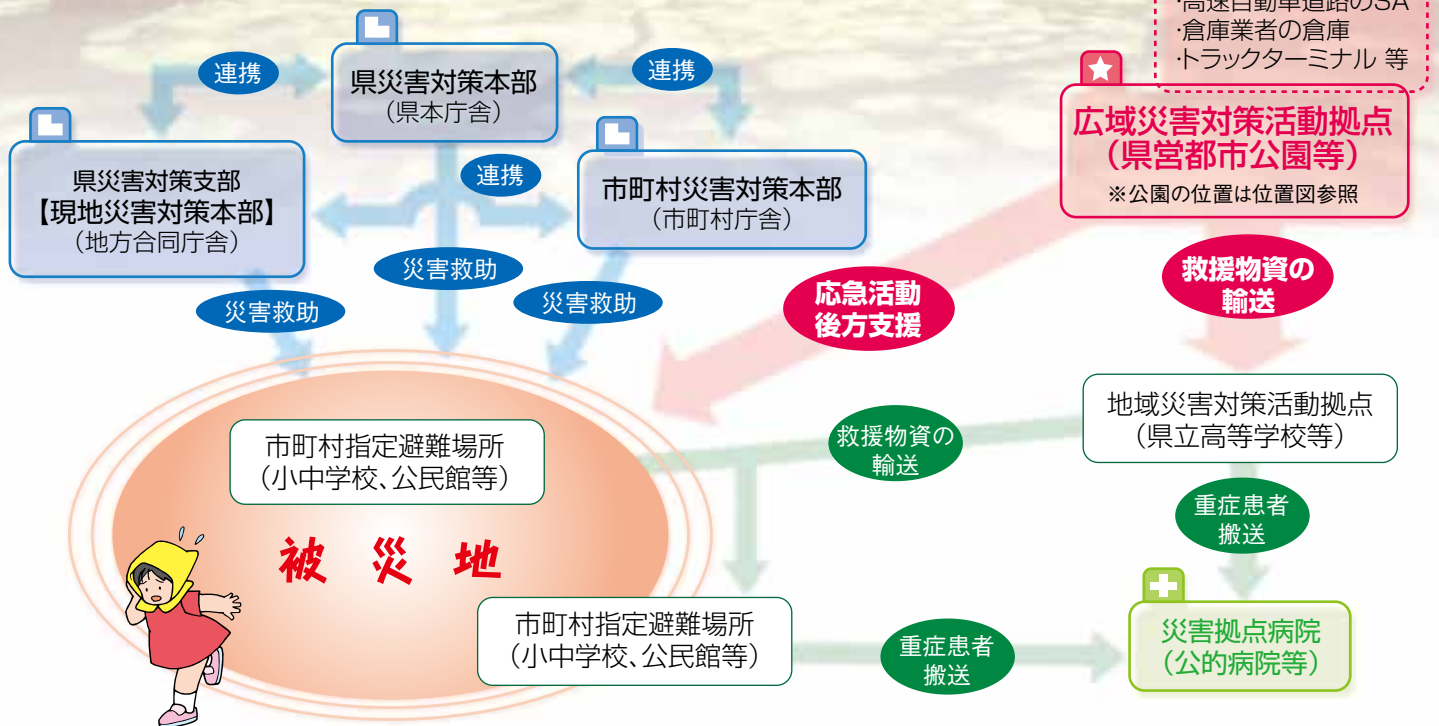
都市公園は大規模震災発生時における防災拠点として、栃木県地域防災計画の一翼を担っています。

大規模震災発生時における迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため、消火、救出・救助活動、物資輸送活動、医療活動等の面から重要な役割を担う防災拠点として、関係機関との連携を図っていきます。

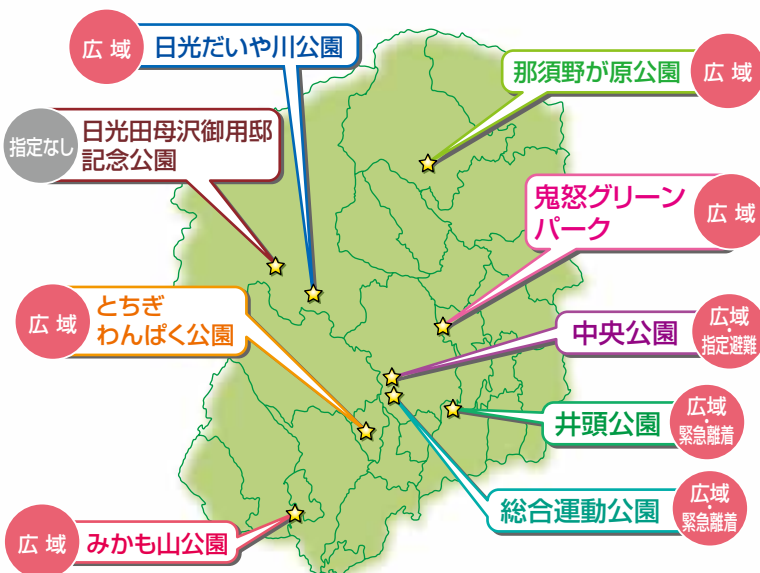


救援物資

## 災害時の防災拠点体系



## 公園位置と災害時対応形態



### 指定形態凡例

項目	名称
	指定場所の形態
広域	●広域災害対策活動拠点 救援物資の集積及び配布の円滑化を図るため、物資集積の役割を担う場所。 広域緊急援助隊及び自衛隊の後方活動及び野営の拠点として使用。
指定避難	●市町村別指定避難場所 市町村が、避難場所として指定し、市町村地域防災計画に定めている箇所。 市町村の各避難場所管理責任者と事前に運営体制を検討しておく。
緊急離着	●緊急離着陸場 ヘリコプターによる応急活動が円滑に実施できるよう、臨時ヘリポートとして使用。 離着陸場は軟弱でない平らな地面かつ、直径40m以上の場所を選定するとともに離着陸場周辺の障害物の把握、飛散物の未然防止、常時使用可能な状態を保つこと。総合運動公園のサッカー・ラグビー場と井頭公園の運動広場が選定されている。